

平成18年10月3日

警察庁

車庫証明申請受付業務について

ア 制度・業務の現状

業務の目的・概要及び具体的実施方法等

・ 業務の目的

自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務付け、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。

・ 業務の概要

道路運送車両法第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）又は同法第13条に規定する処分（使用の本拠の位置に変更を伴う場合に限る。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する一定の書面を提出しなければならないこととされている。

また、軽自動車である自動車を新規に運行の用に供しようとするときは、当該自動車の保有者は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他一定の事項を届け出なければならないこととされている。

・ 業務実施のフロー図

資料1のとおり。

・ 地方公共団体においてその職員である公務員等でなければならないとする特殊事情

イ（ア）参照

業務実施に当たっての全体の組織体系

・ 組織図

資料2のとおり。

・ 警察署（事業所）数

1,215警察署

・ 配置人員

算定困難

業務量に関する指標の実績

・ 業務処理件数

約11,000,000件

（保管場所証明書交付件数及び軽自動車に係る保管場所届出受付件数の合計）

- ・ 配置人員
算定困難
- ・ 関連予算額
算定困難

業務の実施を規制する現行法令及び関連条項並びに規制の概況

- ・ 現行法令及び関連条項
自動車の保管場所の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 1 条及び第 2 条
- ・ 規制の概況
イ（ア）参照

イ 公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要

（ア）共通事項

法第 4 条第 1 項の規定による登録自動車に係る保管場所証明の申請及び法第 5 条の規定による軽自動車に係る届出（以下「申請等」という。）の受付は、提出を受けた申請書等の記載事項の不備の有無、保管場所の確保を証明する添付書類等が添付されているか否か等を確認するととどまらず、申請書等の記載内容に基づいて保管場所が確保されているかどうかを一時的に判定し、申請書等に不備があった場合、補正を求め、補正になじまない場合は証明書の交付を拒否するなど、実質的な判断と一体不可分なものであり、申請者が提出した申請書等を単に物理的に受理する性質のものではないことから、官民競争入札にはなじまない。

（イ）国の行政機関等の公共サービス

A、B、C、D……該当なし。地方公共団体の事務である。

（ウ）地方公共団体関連の公共サービス

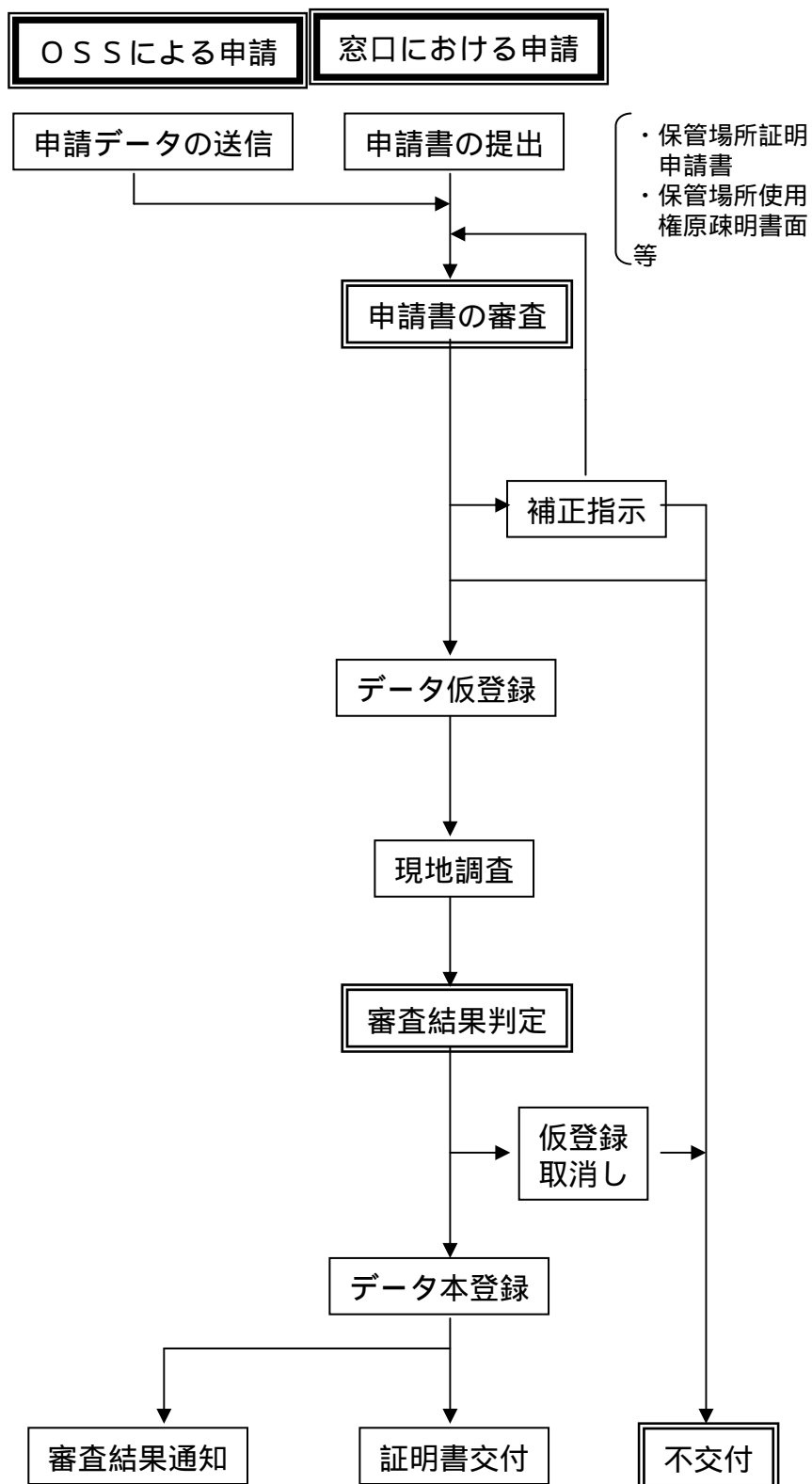
c 規制改革等の措置は不可能又は不相当と考えるもの
イ（ア）参照

ウ 外部資源の活用状況

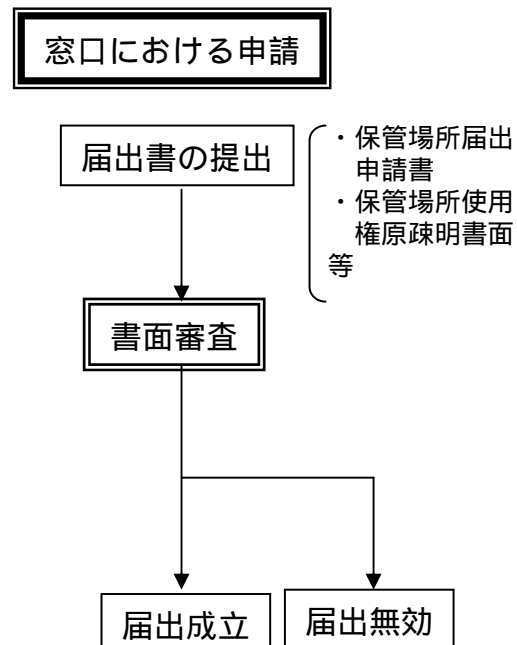
～ 該当なし。

自動車の保管場所の確保に関する法律第4条第1項及び第5条に基づく業務実施フロー図

登録自動車の場合



軽自動車の場合



自動車保管場所業務組織図

